

令和8(2026)年度採用分日本学術振興会特別研究員 採用手続の概要

(採用手続開始前の要確認事項とスケジュール) (機関担当者向け) <第1.0版>

採用手続は、電子申請システム上で令和8(2026)年1月26日(月)から受付を開始します。詳細は受付開始とともに採用内定者にお知らせしますが、手続の概要等についてあらかじめご案内しますので、確認のうえ、必要な準備をしてください。

I. 採用手続の受付開始前にお願いしたいこと

I-1. 貴機関を受入研究機関とする採用内定者の確認【必須】

- 採用手続は電子申請システムを通じて行います。電子申請システムの「採用手続管理」→「採用手続情報検索」から、貴機関を受入研究機関とする採用内定者を確認してください（機関担当者向けでも、部局担当者向けでも確認可能です）。
- 貴機関が「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「雇用支援事業」という。）における「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）である場合、PD及びRPD採用内定者は原則として貴機関に雇用されることになります。貴機関における雇用条件（待遇・所定就労日・就労場所等）や雇用に関する手続、育成方針等について、PD及びRPD採用内定者へ事前に十分にご説明ください。やむを得ない事情によりPD及びRPD採用内定者が自ら雇用を希望しない場合又は補欠者が2月以降に採用内定となった場合は、速やかに本会（雇用支援事業担当）に相談してください。また、PD及びRPD採用内定者の学位取得状況の確認を進めていただいているところですが、提出期日までに採用資格の確認ができない場合は、雇用を開始したとしても特別研究員に採用されませんので、採用手続に遗漏のないようご注意ください。

I-2. 電子申請システムの部局マスタの更新【必要に応じて】

以下の場合は対応不要

- 部局マスタ上の登録部局名称が実際の部局の正式名称と一致している場合
- 部局マスタを登録していないが、採用内定者が申請時に登録した「採用後の受入部局名」が実際の部局の正式名称と一致している場合

- 採用内定者が申請時に登録した「採用後の受入部局名」は、各機関が電子申請システム上で登録した部局マスタ上の部局名称に紐付いており、採用証明書等の書類の「受入部局名」にそのまま記載されます（部局マスタを登録していない機関の場合は、申請時の入力内容が記載されます）。
- そのため、部局マスタ上の部局名称を正式名称と一致させる必要がありますので、正式な部局名称となるよう、以下の手順にて部局マスタを必ず更新してください。

① 電子申請システム（機関担当者向け）で、部局マスタを各部局の正式名称に修正してください。

例：現在の部局マスタ上の登録部局名称が「文学」で、実際の部局の正式名称が「文学研究科」の場合、部局マスタ上の登録部局名称を「文学研究科」に修正する。

（参考）「申請機関担当者向け操作手引」3.4. 部局情報の登録・修正・削除

<https://www-shinsei.jsp.go.jp/docs/manual2yo.pdf>

- ② 部局マスタを更新しても各採用内定者の情報は更新されません。そこで、各採用内定者の受入部局の修正（更新後の部局マスタ情報の反映）を行う必要があります。各採用内定者の受入部局の修正は、（採用手続の受付開始後に）採用内定者が誓約書に同意した後に行ってください。

（参考）「申請機関担当者向け操作手引」3.10.3 受入部局修正

「採用後の受入部局修正」画面で、「変更後」のコードには現在登録されている部局コードと同じコードを選択してください。この修正は、機関担当者向けからでも、部局担当者向けからでも登録可能です。

<https://www-shinsei.jsp.go.jp/docs/manual2yo.pdf>

※電子申請システムには、各採用内定者の情報として申請時点の登録情報が保持されているので、更新した部局マスタの内容を反映するためにこの操作が必要です。

※部局マスタを登録していない機関は、①の操作はありませんので、②の操作のみ行ってください。

※ 修正の対象者が多い場合や組織改編により部局名を変更する場合は、採用手続関係に必要な範囲の部局更新を本会にて一括で行いますので、令和8(2026)年2月27日(金)までに本会(募集・採用担当)へメールでご相談ください。

この場合でも、電子申請システム上の部局マスタの更新は本会では行いませんので、次回の特別研究員の申請受付が始まる前に、貴機関にて上記①の操作を行い、部局マスタが各部局の正式名称と一致するよう修正を行ってくださいますようお願ひいたします。

I – 3. 採用手続管理部局の選択【必要に応じて】

以下の場合は対応不要

- ・「採用後申請者受入部局」で採用内定者を管理する場合
- ・機関担当者が全採用内定者を管理している（部局担当者がいない）場合

・採用手続において各採用内定者を管理する部局を、下記より選択できます。採用資格ごとに設定可能です。

- ① 採用後申請者受入部局：採用内定者が申請時に自身で登録した「採用後の受入部局名」の部局
- ② 受入研究者所属部局：採用内定者が申請時に登録した「採用後の受入研究者所属部局」

・採用手続の受付開始後は選択できないため、1月26日(月)よりも前に設定してください。

（参考）「申請機関担当者向け操作手引」3.10.1 採用手続管理部局設定

<https://www-shinsei.jsp.go.jp/docs/manual2yo.pdf>

・設定しない場合は自動で「①採用後申請者受入部局」に設定されます。この部局は「採用後の受入部局修正」から修正可能です。

・採用手続の中で「①採用後申請者受入部局」及び「②受入研究者所属部局」が変更された場合は、自動で変更後の部局に設定されます。

I – 4. 自動配信メールの配信設定【必要に応じて】

・採用手続の受付開始後、採用内定者や本会が電子申請システム上で依頼・承認等の操作を行うと、電子申請システムから通知メールが自動配信されます。大量のメールが配信される場合がありますので、電子申請システム（機関担当者向け）の「採用手続」→「メール受信設定」より、配信設定を調整してください。

I – 5. 所属部局番号（特別研究員奨励費）の周知【必要に応じて】

以下の場合は対応不要

- ・特別研究員奨励費に応募している採用内定者がいない場合

- ・特別研究員奨励費の交付内定等にあたり、採用手続の中で採用内定者に特別研究員奨励費の担当部局番号及び部局名を登録していただきます（実際に登録を行うのは採用内定者です）。
 - ・ここで採用内定者が登録する部局番号とは、従来科研費電子申請システムに登録している3桁の部局コード（e-Radと連携）のことです。
 - ・採用内定者が円滑に登録を行えるよう、正しい部局番号及び部局名を事前に周知する等のご配慮をお願いします。
 - ・電子申請システムの「採用手続情報確認」画面からも採用内定者が登録した内容を確認できます（機関担当者向けでも、部局担当者向けでも確認可能です）。
- （参考）「申請機関担当者向け操作手引」3.10.2 受入承諾・内定辞退・DC 資格確認の承認・却下
<https://www-shinsei.jsp.go.jp/docs/manual2yo.pdf>

II. 採用手続の概要とスケジュール

採用手続の中で、採用内定者が電子申請システム上で登録・提出する必要がある項目は以下の通りです。このうち★印がある項目について、期日までに電子申請システム上で機関承認を行ってください。

II-1. 令和8(2026)年2月13日(金)まで

○ PD・RPD 採用内定者の受入研究機関変更届 【該当者のみ】★

- ・期日以降に受入研究機関の変更希望がある場合には、速やかに本会（募集・採用担当）へ相談してください。雇用制度導入機関において、すでに提出済みの雇用対象者リストに変更が生じる場合は、本会（雇用支援事業担当）へもご連絡ください。
- ・機関による採用時受入承諾（後述）の承認後は、採用内定者が「受入研究機関変更届」を提出することができなくなります。採用内定者が行う「採用時受入承諾の承認依頼」（II-3参照）は、機関及び本会が「受入研究機関変更届」を承認した後に行ってください。手続の順番に間違いがないようご注意ください。

II-2. 令和8(2026)年3月18日(水)まで

○ 研究者番号及び受入研究機関所属部局番号（特別研究員奨励費）の登録【該当者のみ】

- ・特別研究員奨励費に応募していない場合は登録不要です。
- ・研究者番号は必須項目ではありません。すでに取得している者のみ登録します。

○ DC 採用内定者の受入研究機関変更届【該当者のみ】★

○ 受入研究者等変更届【該当者のみ】★

○ DC→PD 資格変更届【該当者のみ】

- ・機関による採用時受入承諾（後述）の承認後は、採用内定者が「受入研究機関変更届」「受入研究者等変更届」「DC→PD 資格変更届」を提出することができなくなります。採用内定者が行う「採用時受入承諾の承認依頼」（II-3及びII-4参照）は、機関及び本会がこれらの変更届を承認した後に行ってください。手続の順番に間違いがないようご注意ください。

○ 氏名等変更届【該当者のみ】

II-3. 令和8(2026)年3月31日(火)まで

○ 3月期の採用手続情報の登録【全員】

- ① 研究遂行経費の取扱い希望
 - ② 住所等情報
 - ③ 振込金融機関情報
- ・雇用支援事業により雇用される採用内定者も、①から③の全ての入力が必要です。

○ PD・RPD 採用内定者の採用時受入承諾の承認依頼【PD・RPDのみ】★

- ・機関による採用時受入承諾の承認後は、採用内定者が電子申請システム上で「受入研究機関変更届」「受入研究者等変更届」を提出することができなくなります。採用内定者からの「受入研究機関変更届」「受入研究者等変更届」の提出に漏れがないかを確認してから、受入承諾の承認を行ってください。

○ PD・RPD 採用内定者の採用手続書類のアップロード【PD・RPDのみ】

<特別研究員-PD>

- ① 令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【該当者のみ】
雇用支援事業により雇用される場合は提出不要です。
- ② 学位取得証明書【全員】
- ③ 永住許可証明書【該当者のみ】

<特別研究員-RPD>

- ① 令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【該当者のみ】
雇用支援事業により雇用される場合又は令和9(2027)年1月1日採用開始予定である場合は提出不要です。
- ② 学位取得証明書【全員】
- ③ 住民票又は戸籍謄本（戸籍抄本でも可）【全員】
- ④ 永住許可証明書【該当者のみ】

II－4. 令和8(2026)年4月7日(火)まで

○ 4月期の採用手続情報の登録【DCのみ】

- ① 採用時受入承諾の承認依頼【全員】★
- ② DC資格確認【全員】★

○ DC 採用内定者の採用手続書類のアップロード【DCのみ】

<特別研究員-DC>

- ① 令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【全員】
- ② 在学証明書 ＜提出受付期間：令和8(2026)年4月1日(水)～4月7日(火)＞【全員】
・在学証明書の発行日は令和8(2026)年4月1日以降である必要があります。

- ・機関による採用時受入承諾の承認後は、採用内定者が電子申請システム上で「受入研究機関変更届」「受入研究者等変更届」「DC→PD 資格変更届」を提出することができなくなります。採用内定者からの「受入研究機関変更届」「受入研究者等変更届」「DC→PD 資格変更届」の提出に漏れがないかを確認してから、受入承諾の承認を行ってください。受入承諾の承認後に採用内定者の受入研究機関や受入研究者を変更する必要が生じた場合は、本会（募集・採用担当）に連絡してください。

III. 参考：フロー図

採用時受入承諾

①～③いずれかのフローで承認

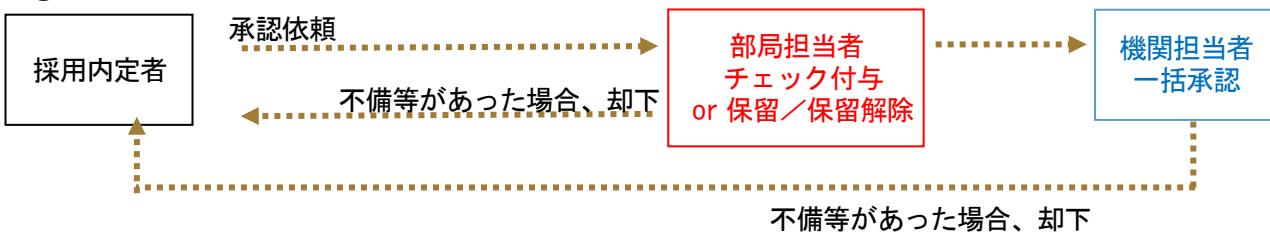
①



②



③



DC 資格確認

①・②いずれかのフローで承認

①



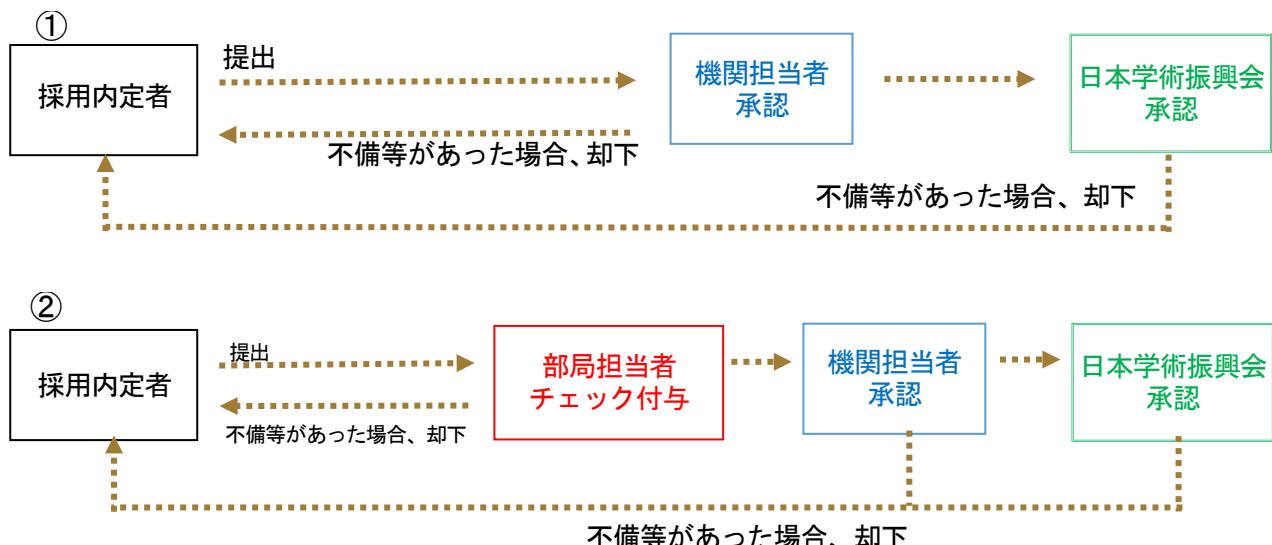
②



※DC 資格確認については、本会にて全採用内定者の内容を確認したのちに一括承認を行いますので、提出期限後も電子申請システム上の受付状況が「学振受付中」と表示されます。

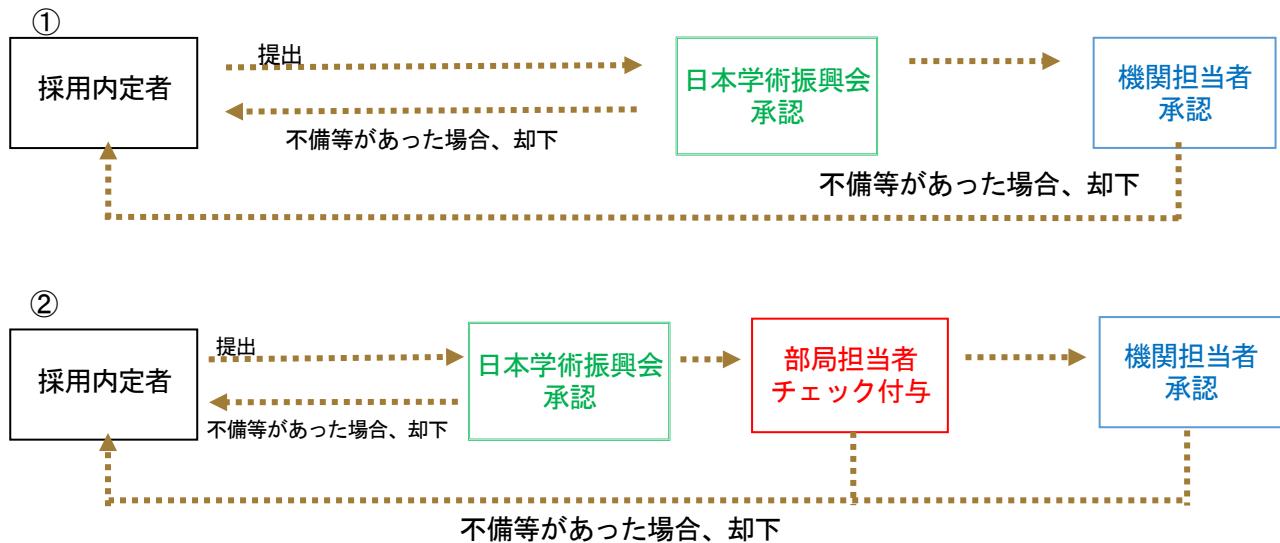
受入研究機関変更届・受入研究者等変更届【DC】

①・②いずれかのフローで承認



受入研究機関変更届・受入研究者等変更届【PD・RPD】

①・②いずれかのフローで承認



※PD・RPDは、原則として採用当初から受入研究機関及び受入研究者を変更することができません。

ただし、受入研究者の異動に伴う変更等、やむを得ない場合には認めることができます。そのため、採用内定者が変更届を提出した後にまず本会が内容を確認したのち、受入研究機関に承認いただくフローとなります。

受入研究者等変更届（特別研究員の所属部局・受入研究者のメールアドレスのみ変更）



DC→PD 資格変更届



氏名等変更届



お問合せ先

- ・特別研究員の採用手続に関するお問合せ
研究者養成課 研究者養成第二係 特別研究員募集・採用担当
電話 : 03-3263-5070 E-mail : yousei2@jspo.go.jp
- ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業に関するお問合せ
研究者養成課 研究者養成第四係 雇用支援事業担当
電話 : 03-3263-4918 E-mail : pdkoyou@jspo.go.jp